

調査の概要

1 調査の沿革

近年の経済構造の変化等に対応するため、政府全体として取りまとめられた「経済財政運営と構造改革に関する基本方針（いわゆる「骨太の方針」）2005」（平成17年6月閣議決定）において経済センサスの実施が提言されました。これを受け、経済に関連した大規模統計調査の統廃合、簡素・合理化を行い、統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計である経済構造統計を作成するための調査として平成21年に第1回目が実施されました。

2 調査の目的

平成21年経済センサス－基礎調査は、事業所及び企業の経済活動の状態を調査し、全ての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を、全国的及び地域的に明らかにするとともに、各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を得ることを目的として実施されました。

3 根拠法令

統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査です。

4 調査の期日

調査の期日は、平成21年7月1日現在です。

5 調査の対象

調査日現在、国内に所在する全ての事業所。

ただし、次の事業所は調査対象外としました。

- (1) 日本標準産業分類（平成21年総務省告示第175号）の「大分類A－農業，林業」及び「大分類B－漁業」に属する個人経営の事業所
- (2) 日本標準産業分類の「大分類N－生活関連サービス業，娯楽業」のうち「中分類79－その他の生活関連サービス業（小分類792家事サービス業に限る。）」及び「大分類R－サービス業（他に分類されないもの）」のうち「中分類96－外国公務」に属する事業所
- (3) また、次の事業所は、調査技術上の観点から対象外とした。
 - ア 家事労働の傍ら、特に設備を持たないで賃仕事をしている個人宅
- (4) なお、次の事業所は、経済センサスでいう事業所に含めていない。
 - ア 収入を得て働く従業者がいないもの
 - イ 休業中で、かつ従業者がいないもの
 - ウ 季節的に営業する事業所で、調査期日に従業者がいないもの

6 調査の単位

原則として、単一の経営者が事業を営んでいる1区画の場所を1事業所とし、これを調査の単位とした。単一経営者が、異なる場所で事業を営んでいる場合は、それぞれの場所ごとに、また、1区画の場所で異なる経営者が事業を営んでいる場合は、経営者が異なるごとに1事業所とした。

なお、事業所としての取扱いに関し、次に掲げるものについては、特例を設けた。

(1) 建設業

作業の行われている工事現場、現場事業所などは、それらを直接管理している本社、支店、営業所、出張所などの事業所に含めて調査した。

また、自営の大工、左官、塗装工事・屋根工事・配管工事・電気工事などの業者については、工事現場では調査せず、それらの業者の事業所又は自宅で、その従業者も含めて調査した。

(2) 運輸業

鉄道、自動車、船舶、航空機などによる運輸業は、管理責任者のいる場所を事業所とした。

鉄道業について、駅、車掌区、車両工場などは、それぞれを1事業所とした。

ただし、駅長、区長などの管理責任者の置かれていない事業所は、管理責任者のいる事業所に含めて調査した。

(3) 学校

小学校、中学校などが併設されている場合は、それぞれを1事業所とした。

したがって、同一の学校法人に属する幾つかの学校、例えば、大学、高等学校、中学校、小学校、幼稚園などが同一構内にあるような場合、学校ごとにそれぞれ1事業所とした。

ただし、高等学校に併設されている定時制課程などは別の事業所とせず、その高等学校に含めて調査した。

(4) 国及び地方公共団体の機関

国及び地方公共団体の機関については、法令により独立の機関として設置されている機関を1経営主体とみなし、それぞれの場所ごとに1事業所とした。

ただし、一般行政事務又は立法事務を行っている機関の中に、それ以外の現業的業務を行っている「係」などの組織がある場合は、それらの組織をまとめて別の事業所とした。

7 調査の方法

調査は「甲調査」と「乙調査」の2種類からなり、対象となる事業所及び企業の規模に応じて、調査員による調査と総務省、都道府県、市町村による調査に分けて行った。

(1) 甲調査

民営事業所を対象とする全数調査

ア 調査員による調査（訪問により調査票を配布・収集）

・総務大臣－都道府県知事－市町村長－統計調査員（指導員）－統計調査員－調査事業所
イ 市町村による調査（インターネット又は郵送により調査票を送付・回収）

・総務大臣－都道府県知事－市町村長－調査事業所

ウ 都道府県による調査（インターネット又は郵送により調査票を送付・回収）

・総務大臣－都道府県知事－調査事業所

エ 総務省による調査（インターネット又は郵送により調査票を送付・回収）

・総務大臣－調査事業所

*会社（外国の会社を除く）、会社以外の法人及び個人経営の事業所の本所等においては、当該本所等の事業主が当該支所等の分も一括して報告

(2) 乙調査

国及び地方公共団体の事業所を対象とする全数調査

ア 国の調査事業所

・総務大臣－各府省等の長－調査事業所

イ 都道府県の調査事業所

・総務大臣－都道府県知事－調査事業所

ウ 市町村の調査事業所

・総務大臣－都道府県知事－市町村長－調査事業所

8 調査事項

(1) 甲調査

【事業所に関する事項】

ア 名称

イ 電話番号

ウ 所在地

エ 開設時期

オ 従業者数

カ 事業の種類

キ 業態

【企業に関する事項】

ア 経営組織

イ 資本金等の額

ウ 外国資本比率

エ 決算月

オ 持株会社か否か

カ 親会社の有無

キ 親会社の名称

ク 親会社の所在地及び電話番号

ケ 子会社の有無及び子会社の数

コ 法人全体の常用雇用者数

サ 法人全体の主な事業の種類

シ 国内及び海外の支所等の有無及び支所等の数

ス 本所の名称

セ 本所の所在地及び電話番号

(2) 乙調査

ア 名称

イ 電話番号

ウ 所在地

エ 職員数

オ 事業の種類

カ 事業の委託先の名称、電話番号及び所在地